

平成26年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[行政法]

Xの姉の内縁の夫である**A**は、**X**に無断で、**A**所有の土地（以下「当該土地」という。）につき、**X**への所有権移転仮登記を行った。数年後、債務返済に困った**A**は、**X**に無断で印鑑届を行い、**X**名義の売買契約書、登記申請書、委任状等を偽造した上で、当該土地につき**X**への所有権移転仮登記を本登記に切り替え、これを**B**に売り渡した。所轄税務署長**Y**は、主として登記簿の記載に依拠しつつ、当該土地を購入した**B**への税務調査も踏まえて、当該土地に関して譲渡所得があるとして、**X**に対し課税処分（以下「本件課税処分」という。）を行った。

他方で**X**は、上記一連の**A**の行為について一切関与も関知もしておらず、**Y**も本件課税処分を行うに当たり**X**に対し何らかの調査等を行ったわけでもなかったため、**X**としては、本件課税処分が通知されてはじめて一連の事実を知った次第であった。その後、**X**は、本件課税処分について法的手段を採ることを考えたが、その時点で既に、本件課税処分の不服申立期間が経過しており、不服申立前置が採られているため、もはや本件課税処分につき取消訴訟を提起することができない時点に至っていた。

そこで、**X**は自分には全く譲渡所得は生じておらず、本件課税処分は無効であると主張して、本件課税処分の無効確認訴訟（以下「本件無効確認訴訟」という。）を提起した。これに対して被告（国）側は、本件課税処分は課税要件を欠く点において重大であることは認めたものの、その他の点については争う姿勢を示している。

以上の設例につき、次の設問に答えなさい。

- (1) 本件課税処分は当然無効であるとする**X**の主張は認められるか。行政行為の無効の概念と基準につき、最高裁判所の判例に言及しつつ説明したうえで、論じなさい。
- (2) **X**が本件無効確認訴訟につき原告適格を有することの根拠を、行政事件訴訟法 36条の解釈に言及しつつ、論じなさい。

【100点】